

第2回農業会計ルール普及・利用拡大検討委員会 議事概要

- 日 時 : 令和7年10月21日(火) 10:00~12:00
- 場 所 : 三番町共用会議所 大会議室
- 議 題 : 会計基準の枠組みに基づいた農業会計ルールの在り方、チェックリスト案等について意見交換。
- 概 要 : 新構成員の紹介、会計基準の枠組み、日本の農業法人の現状について説明後、参加者で意見交換を実施。その後、チェックリスト案についても説明。主なやりとりは以下のとおり。

<会計基準の枠組みについて>

- 農業界では、企業会計に関する意識がなく、税務をベースとした決算処理をしているということであれば、まずは中小会計要領に準拠し、その次に中小会計指針に準拠していくというのが、通常想定される流れではないか。また、税理士によって企業の決算の組まれ方が変わることはあるが、農業法人が将来的に企業会計に関する意識を持つようにするためには、要領から指針という流れで進めるのが良いのではと感じている。
- 日本の農業法人は法律の制約があり、株式上場には様々なハードルがあり、基本的に上場企業に適用されるような会計基準を農業法人に適用するのは現実的ではない。現状の農業法人を対象とするのであれば、まずは中小会計要領での整理が適切と感じる。農業会計指針策定の検討をはじめた当時は、まだ中小会計要領が策定されておらず、すでに策定されていた中小会計指針に準拠したが、農業会計指針を公表した時点では中小会計要領ができていたという経緯がある。そのため、農業会計指針では中小会計指針を意識して策定しており、中小会計指針、中小会計要領とは別の会計基準の策定を目指したものではなく、基本はそちらに準拠したうえで、農業特有の会計処理に関して取り上げたものという認識。
- これまでの議論を踏まえ、次回以降、「農業会計指針」に関しては、農業法人の規模等の現状や会計基準の枠組みを鑑み、まずは中小会計要領に準じる水準の農業法人向けの農業会計ルールの策定に向けて取り組むこととなった。

<チェックリスト(案)について>

- 農業会計ルールのとおりに正しく会計処理に反映されているかという点も重要であるが、事業の中身をどう改善していくかというサポートの面も金融機関としては重要な部分。

- 銀行員は、農業会計になじみがなく分からない部分が多いため、このチェックリストを基にすれば、ポイントについて再確認できる良い指標になる。農業者にとっても、初めて決算書等を作成する際には、こういったチェックリストがあると非常に有用。
- 現場では基本的にこういったチェックリストを活用し、融資の審査をしている。チェックリストが作成された際には、今後、それと紐づけた金利優遇や金融商品開発の可能性を感じている。
- 金融機関は異動のサイクルが早く、農業会計に関する知識が乏しい行員もいるので、このようなチェックリストがあれば、共通の考え方で分析でき、有益と感じる。一方で、このチェックリストに紐づけた融資のインセンティブをすぐに開発するのは難しい面もある。決算書を作成指導している税理士の方々にも、農業会計ルールを浸透させていくということも非常に重要。
- 農業会計指針は、中小会計指針、中小会計要領を前提としたものという立ち位置である以上、農業会計指針と要領の両方を策定するのが重要と感じる。そういった意味でも、各関係機関協力のもと、普及を図っていく必要がある。インセンティブ措置を図っていくのであれば、国も一体となって進めていくことが必要。
- 銀行内部に対する説明時にも、補助金等の取扱いについて、チェックリストを根拠として説明ができるため、有用である。
- 地域的に大規模な農業法人はいないが、こういったチェックリストがあれば、農業法人が共通認識の下で決算書等の作成が可能となり、融資審査業務等にも役立つものとなる。
- 普及に当たっては、現場の担当者レベルで、農業会計指針、チェックリスト等について勉強会等で広めていくことと、農業法人に対して説明をすることが必要。
- 若手行員等、農業会計に関する経験がまだ浅いため、チェックリストにまとめることは、財務内容の整理にもなるし、農家側との会話を理解する上で役立つ。
北海道にある組合勘定制度という特有の制度にも大方一致していると感じるが、そことの整合性も確認しておきたい。
また、税理士によって勘定科目の分類が違うことなどが多々あるため、専門家に対する農業会計ルールの普及も重要。
- すでに当庫では独自のチェックリストを作成し、それを基にある程度審査に差が

生じないようにしているが、正式なチェックリストがあることで、より適正なチェックが可能になると感じた。

また、インセンティブについて、特に当庫では日本政策金融公庫の証券化融資をよく活用しており、チェックリストを利用した金利優遇等があるとありがたい。

○ チェックリストの普及には、農業法人へのなんらかのメリットが必要。例えば、都道府県ごとにある公的な保証機関である農業信用基金協会では、保証付き融資があり、この信用保証料の割引といったインセンティブ措置であれば、全国の基金協会でも適用されるため、より効果的と感じる。

○ チェックリストを活用してもらうのが目的のため、どうやったらチェックリストを多くの方に活用頂けるかの検討を、今後も皆様で協力して進めていきたい。

○ チェックリストは、農業会計ルール知識が浅い人でもポイントを押さえることができるものとして網羅されているという認識。農業会計ルールに基づいたチェックリストを活用していただくことで、会計の適正性、信頼性を担保することについては有意義なものである。

中小会計指針については、4 団体及び法務省等の協力によって作成したものであり、中小会計要領も中小企業庁や金融庁の協力のもと作成されたもの。今後農業会計ルールの作成を進めるにあたっては、官民一体となった調整をしていくべき。

○ 中小会計指針と中小会計要領については、リーフレットの作成等により普及にはかなり力を入れた。農業会計ルールについては、中小会計要領をきちんと反映していただく必要があり、その上で、業種に特化した会計ルールとしてどう活用していくかについて今後検討していきたい。

○ 農業法人がこの農業会計ルールに準拠して会計処理を進めるにあたっては、税理士側にもコストや手間がかかるため、普及させるためには、その手間をかけてでもメリットを感じるような、顧客へのインセンティブの措置が必要。

また、そもそもこの農業会計ルールやチェックリストの存在を知っているかどうかで、税理士側の処理速度が変わってくるため、周知にも力を入れるべき。

ー以上ー